

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………(同) ……二
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(六件)……………(同) ……四
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(建設局河川部指導調整課) ……一〇
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課) ……三
 - 東京都功労者表彰……………(福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課) ……三
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……六
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同) ……六
 - 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同) ……六
 - 争議行為の予告……………(産業労働局雇用就業部労働環境課) ……七
 - 肥料検査成績の公表……………(同) ……七

告示

- ……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所) ……七
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………(東京都収用委員会) ……八
- 平成二十八年度防火管理講習(臨時)及び防災管理講習(臨時)の実施……………(東京消防庁) ……一〇

●東京都告示第八百四十一号

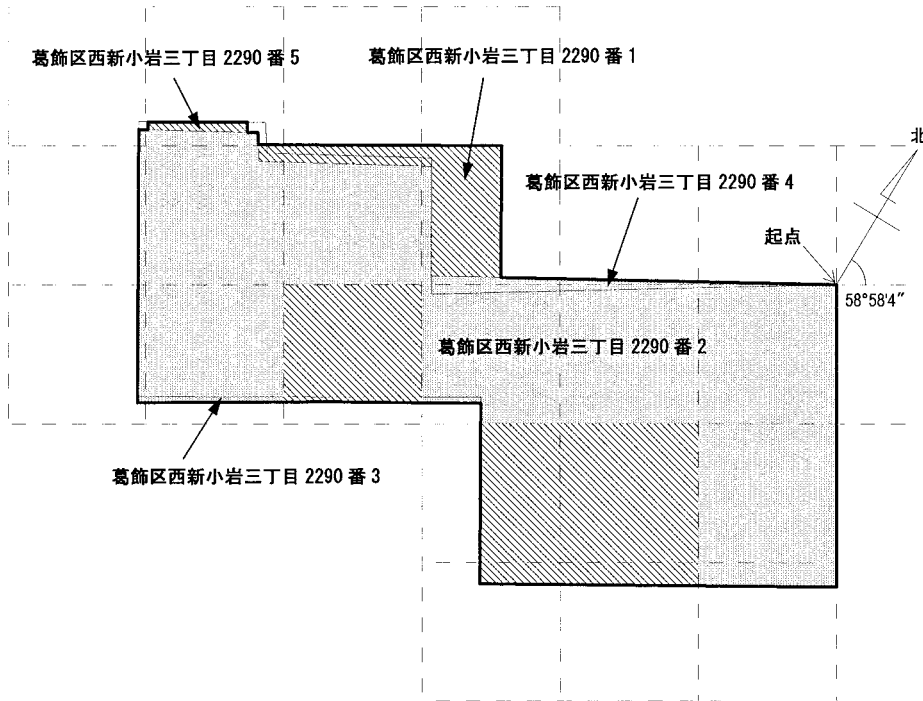
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区西新小岩三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、葛飾区西新小岩三丁目 2290 番 4 の最北端とする。

【格子の回転角度 (58度 58分 4秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- 調査対象地 (形質変更範囲)
 - 筆境界
 - - - 単区区画
 - ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
 - ▩ 形質変更時要届出区域 (平成 26 年東京都告示第 884 号により指定した区域)

●東京都告示第千八百四十二号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千六百四十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

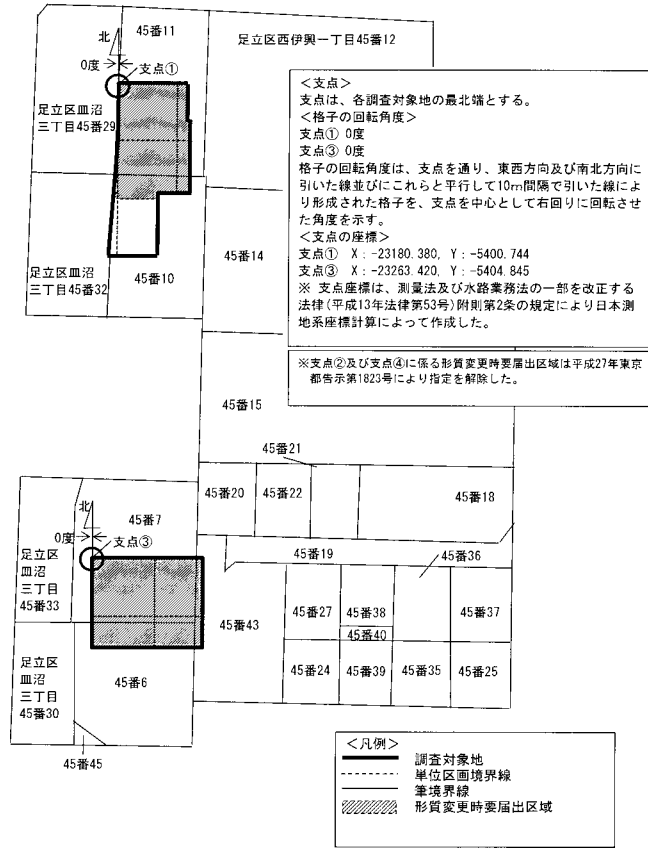
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (足立区西伊興町 地内)

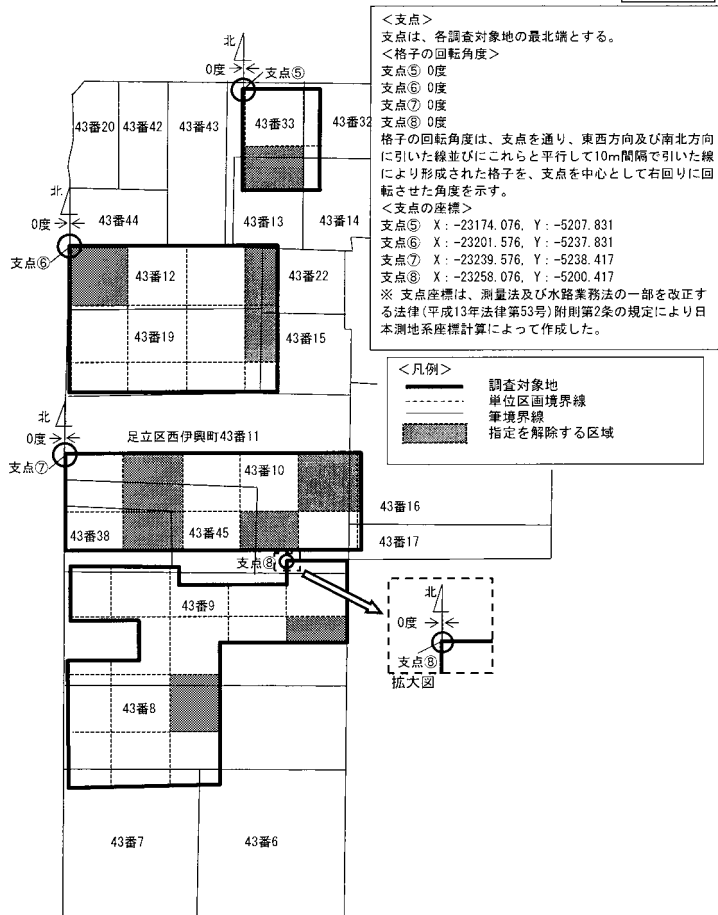
二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

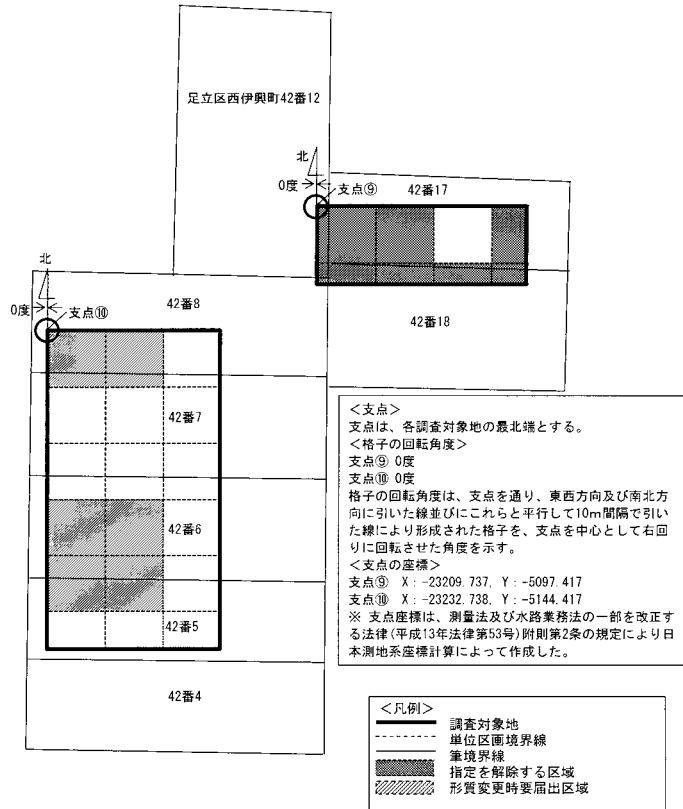
別図1



別図2



別図3



●東京都告示第千八百四十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第六百三十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

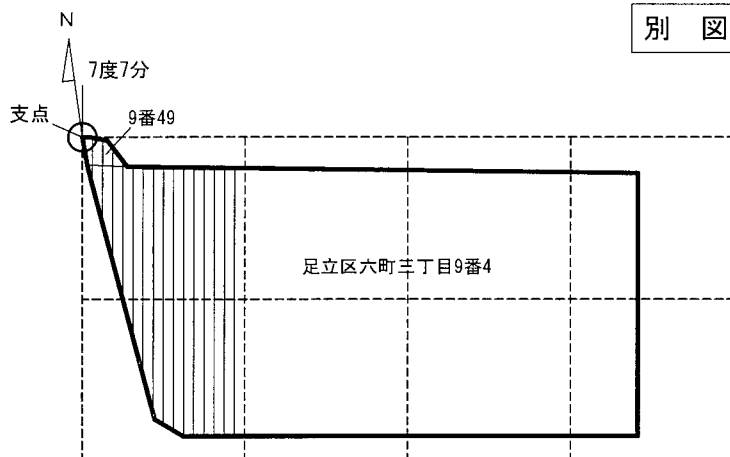
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ベンゼン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<支点>
 支点は、調査対象地の最北端
 $X: -24100.433$
 $Y: -1246.124$ とする。

X、Y：日本測地系座標
 (備考)
 本座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

<格子の回転角度> 7度7分
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- <凡例>
- 単位区画境界線
 - 筆境界線
 - 調査範囲
 - ||||| 指定を解除する区域

●東京都告示第千八百四十四号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千八百五十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

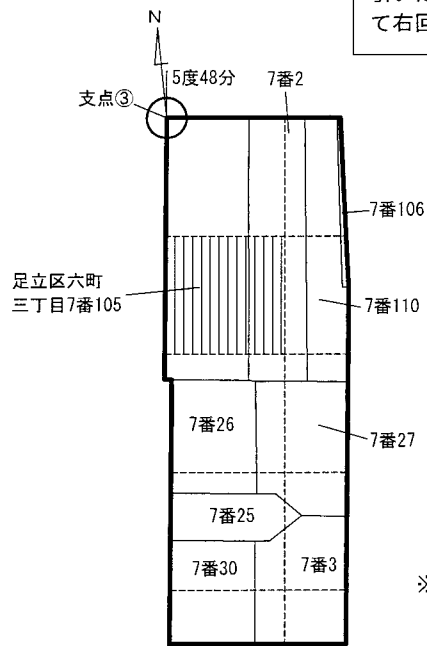
一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図

調査範囲③



調査範囲③
 <支点③>
 支点は、足立区六町三丁目7番105の最北端とする。
 <格子の回転角度> 5度48分
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>
 - - - 単位区画境界線
 ——— 筆境界線
 ——— 調査範囲
 ▨ 指定を解除する区域

※ 調査範囲②については、平成25年東京都告示第1044号により指定を解除した。
 また、調査範囲①については、平成25年東京都告示第1229号により指定を解除した。

●東京都告示第千八百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第四項の規定により、平成二十五年東京都告示第八百四十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

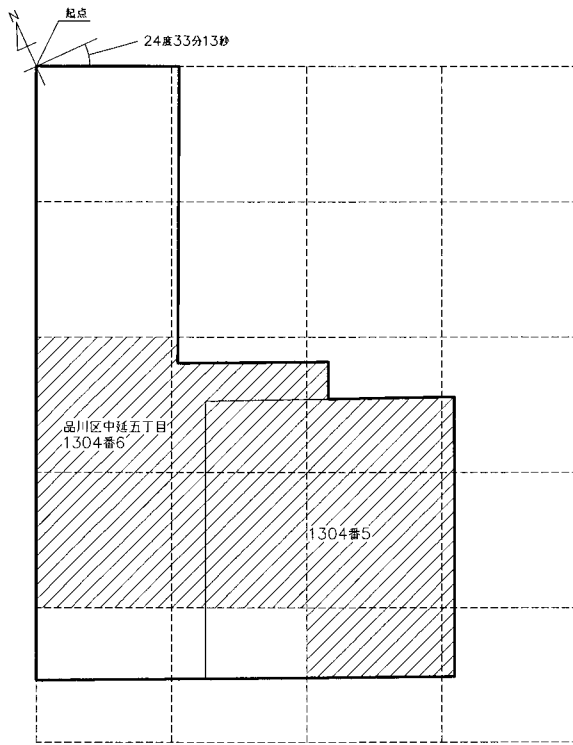
一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区中延五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、品川区中延五丁目1304番6の最北端とする。

【格子の回転角度】24度33分13秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界線
- - - 単位面境界線
- 筆境界線
- ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第千八百四十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千八百四十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

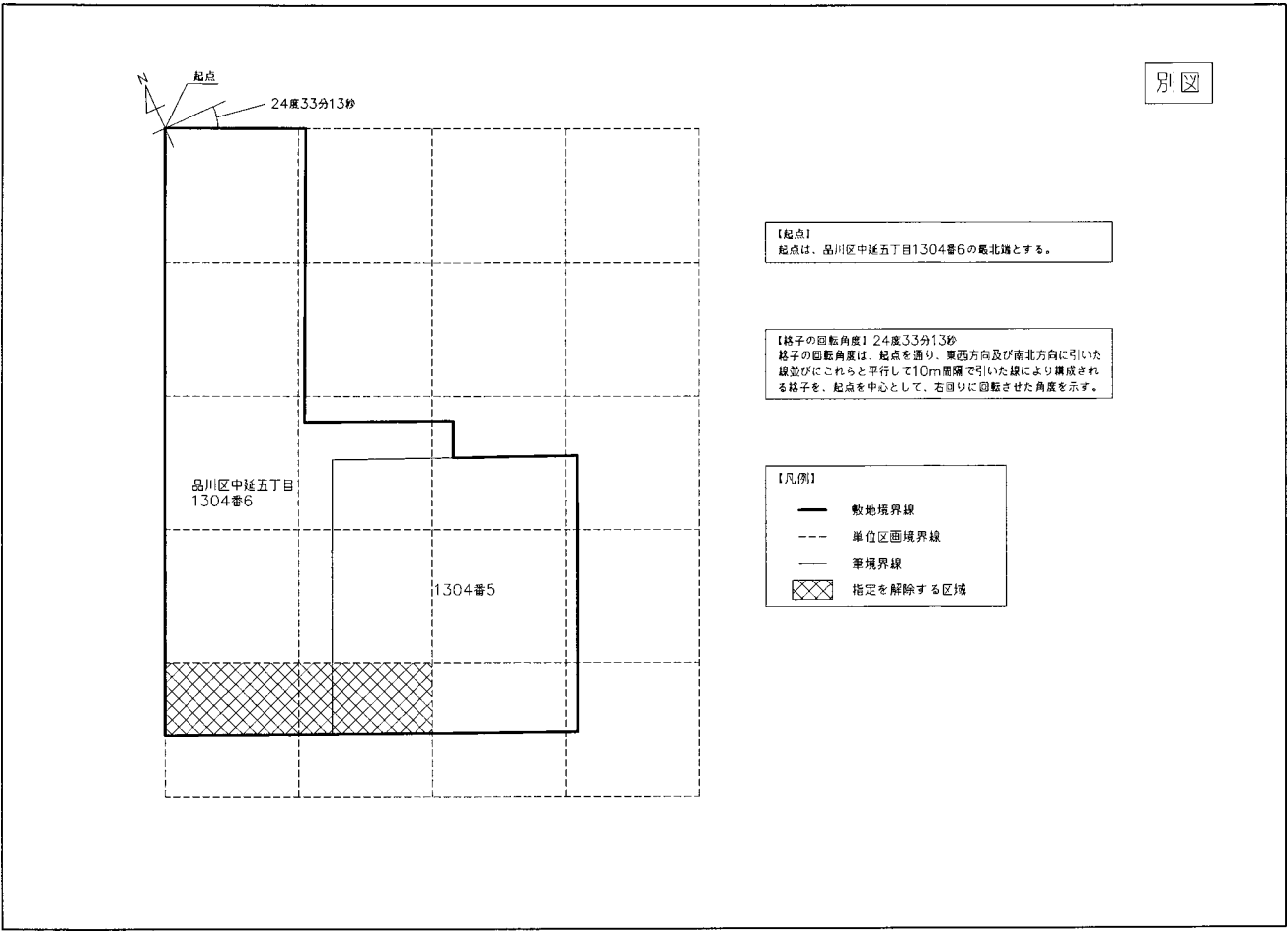
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区中延五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第千八百四十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千百十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

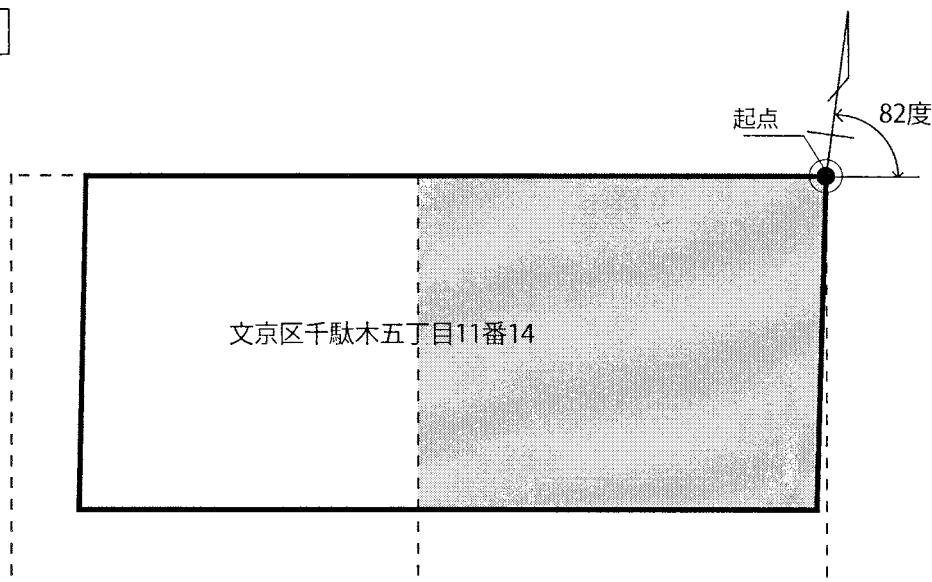
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区千駄木五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、文京区千駄木五丁目11番14の最北端とする。

【格子の回転角度】 82度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 凡例
- 調査対象地・筆境界
 - - - 単位区画境界
 - 指定を解除する区域

●東京都告示第千八百四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第百七十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十四日

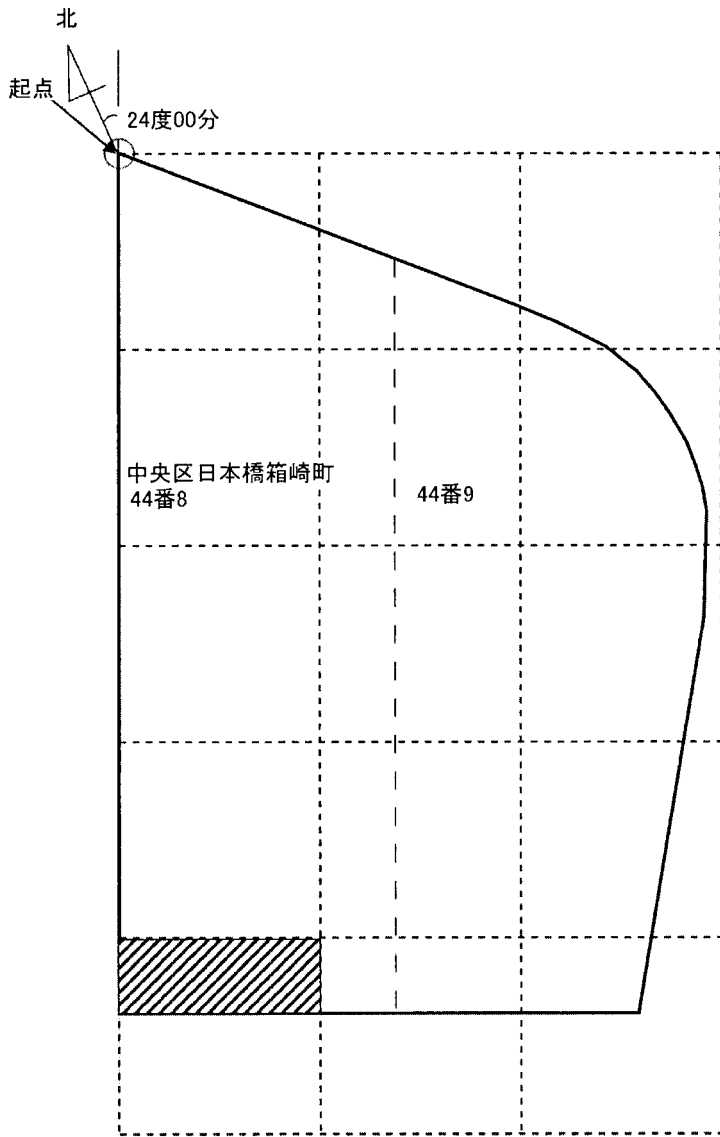
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（中央区日本橋箱崎町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去


別図



[起点]
 起点は、中央区日本橋箱崎町44番8の最北端とする。

[格子の回転角度] 24度00分
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

[凡例]

- 筆境界
- 敷地境界
- 単位区画
-  指定を解除する区域

●東京都告示第千八百四十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

この関係図書は、平成二十八年十一月十四日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都大島支庁において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 区域の名称

大島町元町地区

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱三十八号とを結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）

大島町元町二丁目

- | | |
|-------|------------------|
| 七番九 | 一号、二号、三十七号及び三十八号 |
| 七番二十一 | 三号 |
| 七番十 | 四号及び五号 |
| 七番十一 | 六号及び七号 |
| 七番十二 | 八号 |
| 七番十三 | 九号及び十号 |
| 七番十四 | 十一号 |
| 七番一 | 十二号及び十三号 |
| 八番一 | 十四号から二十号まで |
| 八番二 | 二十一号から二十三号まで |

八番三

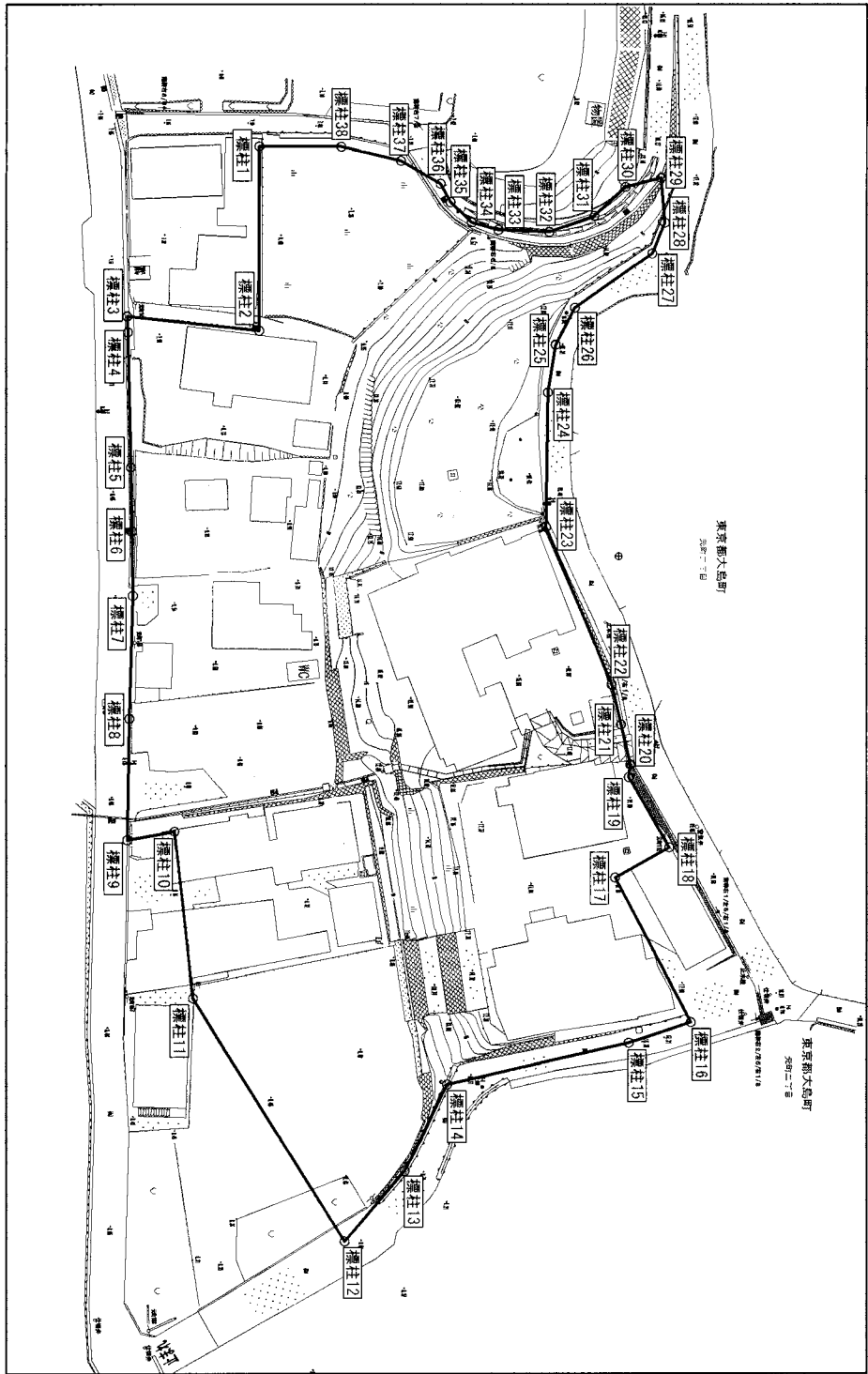
二十四号から二十九号まで

八番三地先道路敷

三十号から三十三号まで

七番九地先道路敷

三十四号から三十六号まで



大島町元町二丁目地内

大島町元町地区 急傾斜地崩壊危険区域

別 図

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年八月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク
- 三 代表者の氏名
米田 徹
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区内神田一丁目五番一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本各地のジオパークをユネスコ世界ジオパークのガイドラインに沿った質の高いものとするため、関係者相互の連携により調査研究及び情報収集を行うとともに、ジオパークに関する情報発信及び普及啓発を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人カーレットジャパン協会

三 代表者の氏名

田邊 陽二

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区千駄木四丁目五番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、カーレットの競技大会の開催、指導者の養成等、カーレットの普及を通じてスポーツの振興を図り、もって国民の健康増進や、青少年の健全育成と、全国の地域における経済活動の発展並びに国際交流に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人聖母

三 代表者の氏名

廣澤 玲子

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区後楽二丁目二十三番七号 宮田ビル四階 B室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に子ども達に対して、

発展途上国、貧困地域の子ども達に対しての支援及び援助に關する事業、情報通信機器、情報通信技術の普及及び啓発に關する事業等を行い、子どもの健全育成、情報化社会の発展及び国際協力の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本インターネット医療協議会

三 代表者の氏名

辰巳 治之

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山四丁目五番二十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、患者・家族や一般市民が、医療・保健・福祉の分野において、インターネット等の情報通信技術を活用して、情報やサービスを利用するに際して、質の高い情報やサービスを安全、有効に利用できる環境づくりを推進していく事業を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年八月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人相続アドバイザー協議会

三 代表者の氏名

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>平井 利明 主たる事務所の所在地 東京都新宿区高田馬場一丁目三十一番十八号 高田馬場センタービル三階</p> | <p>五 定款に記載された目的 この法人は、相続についての研究を行い、相続問題への適切なアドバイスを与える知識と能力を持った人材の育成と教育・研修などを実施して、それらのアドバイザーをネットワーク化して知識・情報の交換や共有によって相続問題のよりのぞましい対応を実現することで、国民生活の向上と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> | <p>東京都功労者表彰について 東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第七十四号)第二条の規定に基づき、平成二十八年十一月十四日表彰された方は、次のとおりである。 平成二十八年十一月十四日 東京都知事 小 池 百合子</p> | <p>氏名 住所地 (福祉・医療・衛生功労者) 次の方々は、民生委員・児童委員として社会福祉と保健衛生の向上に尽力され特に優れた業績をあげられました。 安達 征太 中央区 古橋 義弘 港区 広瀬 和子 港区 木原 絹代 港区 布施 知子 港区</p> |
| <p>松浦 廣子 港区 藤井 公子 新宿区 高島 好子 新宿区 安堂 栄記 新宿区 田中 ひろ子 新宿区 鈴木 雄三 新宿区 嶋田 堯嗣 新宿区 志村 泰子 新宿区 船木 充實 新宿区 原嶋 晴子 新宿区 天野 仔支子 新宿区 上原 久美子 新宿区 宮坂 忠昌 新宿区 福室 悦子 新宿区 青山 章子 新宿区 石引 たえ子 新宿区 廣井 泉 文京区 青木 秀子 文京区 柳田 由美子 文京区 村松 喜美子 文京区 小森谷 雅弘 文京区 富所 由紀子 文京区 奥村 雅夫 台東区 栗原 昌子 台東区 成瀬 みつ子 台東区 徳山 博良 台東区 石井 嘉一郎 墨田区 山本 由美 墨田区</p> | <p>榎 徳子 江東区 渡邊 美憲 江東区 望月 シン 江東区 長澤 寛子 江東区 高松 和代 江東区 大山 秀治 江東区 平田 知子 江東区 三木 孝悦 江東区 入江 かほる 江東区 瀧澤 奉子 江東区 岡村 佐智子 品川区 宮入 節子 品川区 田中 嘉津子 品川区 関根 悦子 品川区 飯泉 惠美子 品川区 藤田 和子 品川区 成田 淑江 品川区 山崎 ヨシ子 目黒区 羽生 綾子 目黒区 打越 優子 目黒区 中村 茂子 目黒区 市川 玲子 目黒区 牧田 章子 大田区 岩金 美佐子 大田区 江川 洋子 大田区 加藤 カツ子 大田区 國府方 悦子 大田区 杉山 鈴子 大田区</p> | | |

| | | | | | |
|---------|------|--------|-----|--------|-----|
| 鈴木 壽子 | 大田区 | 鈴木 茂夫 | 北区 | 植松 忠文 | 練馬区 |
| 野村 瑠子 | 大田区 | 渡邊 房恵 | 北区 | 南雲 マサ子 | 練馬区 |
| 宇田川 美奈子 | 世田谷区 | 安藤 治子 | 北区 | 渡邊 勝彦 | 練馬区 |
| 内田 勝子 | 世田谷区 | 内海 幸子 | 北区 | 小林 明美 | 練馬区 |
| 出澤 その子 | 世田谷区 | 鈴木 和子 | 北区 | 中川 綾子 | 練馬区 |
| 佐枝 美重子 | 世田谷区 | 岡野 幸恵 | 北区 | 小林 洋子 | 板橋区 |
| 萩原 一俊 | 世田谷区 | 下妻 春子 | 北区 | 山上 喜美枝 | 板橋区 |
| 岡崎 克美 | 世田谷区 | 本山 美子 | 豊島区 | 相田 義正 | 板橋区 |
| 上田 啓子 | 世田谷区 | 相澤 文香 | 豊島区 | 曾根田 寛 | 板橋区 |
| 佐伯 京子 | 世田谷区 | 大宮 和子 | 豊島区 | 鈴木 秀子 | 板橋区 |
| 富田 良枝 | 世田谷区 | 神田 睦子 | 豊島区 | 遠藤 栄子 | 板橋区 |
| 吉村 俊雄 | 世田谷区 | 伊澤 禮子 | 豊島区 | 榎原 志津枝 | 板橋区 |
| 宇田川 千代野 | 世田谷区 | 石合 周平 | 豊島区 | 高野 新治 | 板橋区 |
| 江藤 真理子 | 世田谷区 | 三井 澄子 | 杉並区 | 有富 祥子 | 板橋区 |
| 岡崎 京子 | 世田谷区 | 本多 柊子 | 杉並区 | 伊藤 幸子 | 板橋区 |
| 松本 美智子 | 世田谷区 | 河合 潤子 | 杉並区 | 大谷 美須江 | 板橋区 |
| 高橋 房枝 | 世田谷区 | 澁谷 美枝子 | 杉並区 | 目黒 てる | 板橋区 |
| 高橋 紗恵子 | 世田谷区 | 村主 慶子 | 杉並区 | 村山 忠美 | 板橋区 |
| 閨間 チヨ | 渋谷区 | 高橋 倫代 | 杉並区 | 小山 和子 | 板橋区 |
| 戸澤 芳子 | 渋谷区 | 明石 文子 | 杉並区 | 小林 尚子 | 板橋区 |
| 竹内 美智子 | 渋谷区 | 江口 幸子 | 杉並区 | 半谷 孝子 | 板橋区 |
| 中澤 玲子 | 渋谷区 | 青木 蓉子 | 杉並区 | 新井 浩子 | 荒川区 |
| 櫻下 美地子 | 中野区 | 井谷 恵美子 | 杉並区 | 杉田 輝美 | 荒川区 |
| 岡見 初音 | 中野区 | 境 郁 | 杉並区 | 中野 佳子 | 荒川区 |
| 尾道 征臣 | 中野区 | 安藤 富美子 | 杉並区 | 船田 八重子 | 荒川区 |
| 加藤 郁子 | 中野区 | 酒井 ひさ子 | 杉並区 | 高木 義隆 | 荒川区 |
| 秦 美知子 | 中野区 | 向井 良作 | 中野区 | 杉山 律子 | 荒川区 |
| 岡本 紀世 | 中野区 | 金沢 美代子 | 中野区 | 中野 宰至 | 北区 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-----|
| 山田 久代 | 上原 鈴枝 | 相川 美子 | 大澤 和子 | 久保田 由紀子 | 長坂 三重子 | 長谷川 勝男 | 寺山 みよ子 | 藤野 俊子 | 近藤 悦子 | 中村 すみ子 | 大石 瑞枝 | 茂木 芳治 | 内木 正夫 | 増田 三恵子 | 渡邊 豊子 | 森 春枝 | 金子 良子 | 星野 雅夫 | 小久保 隆 | 星野 明美 | 川村 育三 | 横田 芳子 | 木村 多恵子 | 田口 博一 | 佐藤 和子 | 岸田 明子 | 小島 良一 | |
| 葛飾区 | 葛飾区 | 葛飾区 | 葛飾区 | 葛飾区 | 葛飾区 | 葛飾区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 足立区 | 練馬区 | 練馬区 | 練馬区 | 練馬区 | 練馬区 | 練馬区 | 練馬区 |
| 浅田 陽子 | 日下部 高子 | 矢ヶ崎 綾子 | 比留間 アキ子 | 原田 まち子 | 吉田 章代 | 笠石 ふさ子 | 川鍋 和代 | 入江 環 | 渡邊 幸子 | 谷山 喜代子 | 篠崎 初美 | 穴田 道子 | 大内 恵子 | 久永 美幸 | 滝田 捷代 | 森田 幸子 | 平林 紀代子 | 下山 榮子 | 渡邊 慎一 | 高津 民雄 | 西村 勲 | 三田 圭恵子 | 大畑 勝実 | 鈴木 喜代子 | 長島 和子 | 西山 桂子 | 小林 隆猛 | |
| 調布市 | 昭島市 | 府中市 | 府中市 | 府中市 | 三鷹市 | 三鷹市 | 武蔵野市 | 武蔵野市 | 立川市 | 立川市 | 立川市 | 立川市 | 八王子市 | 八王子市 | 江戸川区 | 江戸川区 | 江戸川区 | 江戸川区 | 江戸川区 | 江戸川区 | 江戸川区 | 江戸川区 | 葛飾区 | 葛飾区 | 葛飾区 | 葛飾区 | 葛飾区 | 葛飾区 |
| 小栗 富美代 | 白井 霞 | 小林 茂雄 | 山崎 恭子 | 山崎 関男 | 土方 孝一郎 | 溝口 正恵 | 福岡 紀子 | 篠原 順子 | 田崎 純子 | 山上 廣光 | 近藤 佳子 | 石川 隆子 | 笠原 三千代 | 尾崎 喜代江 | 齋藤 文子 | 山田 哲道 | 田口 正子 | 平 公郎 | 乾 紀子 | 瓦井 千恵子 | 藤嶋 善子 | 青山 豊子 | 岩本 郁子 | 一石 靖江 | 二宮 ナオミ | 田中 茂和 | 西村 春夫 | |
| 八丈町 | 大島町 | 檜原村 | 日の出町 | 瑞穂町 | 西東京市 | あきる野市 | 多摩市 | 多摩市 | 東大和市 | 福生市 | 国立市 | 国立市 | 国分寺市 | 国分寺市 | 東村山市 | 日野市 | 日野市 | 日野市 | 日野市 | 小平市 | 町田市 | 町田市 | 町田市 | 町田市 | 調布市 | 調布市 | 調布市 | |

菊池 清泰 八丈町

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 西武池袋本店・池袋パルコ・池袋ショッピングパーク
二 店舗所在地 豊島区南池袋一丁目二十八番一号 ほか
三 設置者名 株式会社セブン&アイ・アセット マネジメントほか五名
四 設置者住所 千代田区二番町八番地八ほか
五 変更を行った設置者名 株式会社そごう・西武
六 変更前の設置者の代表者名 松本 隆

七 変更後の設置者の代表者名 林 拓二

八 変更日 平成二十八年十月六日
九 届出日 平成二十八年十月二十六日

十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間 平成二十八年十一月十四日から平成二十九年三月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 スーパーベルクス浮間舟渡店
二 店舗所在地 板橋区舟渡一丁目十一番二号ほか
三 設置者名 株式会社サンベルクスホールディングス
四 意見
ア 聴取者 板橋区長
イ 概要 意見なし
ウ 収受日 平成二十八年十月三十一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十八年十一月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名、店舗所在地及び設置者名
(一)ア 店舗名 (仮称)ホームセンターコーナン北区王子店
イ 店舗所在地 北区堀船一丁目二十三番一ほか
ウ 設置者名 コーナン商事株式会社
(二)ア 店舗名 ニトリ環七梅島店
イ 店舗所在地 足立区梅島二丁目二百二十番一ほか
ウ 設置者名 株式会社ニトリホールディングス
(三)ア 店舗名 (仮称)銀座六丁目計画
イ 店舗所在地 中央区銀座六丁目十番一号ほか
ウ 設置者名 株式会社大丸松坂屋百貨店
(四)ア 店舗名 サンスクエア
イ 店舗所在地 北区王子一丁目四番一号

ウ 設置者名 日本製紙総合開発株式会社
 (五) ア 店舗名 フロム中武
 イ 店舗所在地 立川市曙町二丁目十一番二号
 ウ 設置者名 中武ビルディング株式会社
 二 東京都の意見の概要
 ア 概要
 一(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。
 イ 意見の通知日 平成二十八年十月二十七日
 三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 四 縦覧期間 平成二十八年十一月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について
 全関東単一労働組合執行委員長清水真理子から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年十一月四日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。
 平成二十八年十一月十四日
 東京都知事 小池 百合子

年末一時金等の要求に関する件
 二 日時 平成二十八年十一月十五日以降問題解決に至るまでの間
 三 場所及び所在地 東京急行電鉄株式会社電気部電気工事事務所 大田区田園調布二丁目五十三番八号
 四 種類 すべての組合員、または一部組合員によるストライキ、もしくは怠業、その他あらゆる形式の争議行為を実施する。(以上原文のまま掲載)
 肥料検査成績の公表について
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。
 平成二十八年十一月十四日
 東京都知事 小池 百合子

平成28年9月分

| 特殊肥料の指定名 | 生産(輸入又は販売)届出業者 | 届出名(商品名) | 検査の結果 | | | | | | | | 備考 |
|----------|--------------------|------------|-------|------|------|-----------|-----------|-------|-----|------|----|
| | | | TN % | TP % | TK % | TCu mg/kg | TZn mg/kg | TCa % | C/N | 水分 % | |
| 堆肥 | 株式会社吉実園 | 吉実園有機堆肥 | 2.1 | 3.7 | 0.7 | 99 | 261 | 7.7 | 11 | 62.7 | |
| 堆肥 | 株式会社日本レストランエンタプライズ | NRE1号 | 2.1 | 0.3 | 0.4 | 9 | 11 | 0.8 | 24 | 8.5 | |
| 堆肥 | 株式会社パレスホテル | エコパレス | 2.0 | 0.4 | 0.4 | 6 | 19 | 0.9 | 23 | 10.7 | |
| 堆肥 | ハーベスト株式会社 | ハーベスト 九段堆肥 | 2.2 | 0.8 | 0.4 | 1 | 18 | 1.3 | 21 | 13.5 | |

(注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
 C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

平成28年11月14日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第4号

線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
 地番、地目及び地積等

別記のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏

名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 平成28年10月21日

別記

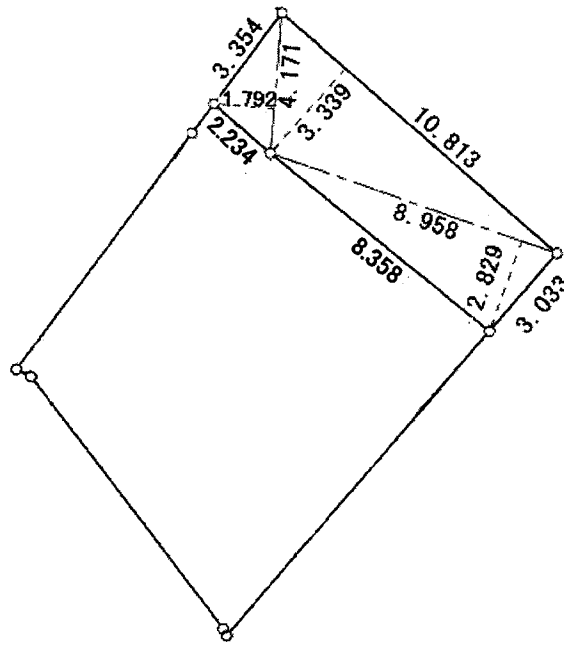
| 裁決手続の開始を決定した土地 | | | | | | 土地所有者 | | 土地に関して権利を有する関係人 | | | 備考 |
|----------------|-------|----|---------------------------|------------------------|---------------------------------|-----------|-----------------|-----------------|----|-------|--------|
| 所在 | 地番 | 地目 | 登記簿上の地積 m ² | 実測地積 m ² | 収用しようとする土地の面積 m ² | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 | 権利の種類 | |
| 東京都港区六本木七丁目 | 110番1 | 宅地 | 131.90 | 143.83 | 34.46 | 株式会社ハイホーム | 東京都港区六本木七丁目8番7号 | | | | 別図のとおり |

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都港区六本木七丁目110番1のうち

34.46平方メートル



単位：メートル

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>平成28年度防火管理講習（臨時）及び防災管理講習（臨時）の実施について</p> <p>消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同項第2号イに規定する乙種防火管理講習並びに第47条第1項に規定する防火管理講習を次のとおり行う。</p> <p>平成28年11月14日</p> <p>東京消防庁 消防総監 高 橋 淳</p> <p>1 講習の区分</p> <p>甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習（以下「防火・防災管理新規講習」という。）、防災管理新規講習、乙種防火管理講習、甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習（以下「防火・防災管理再講習」という。）並びに甲種防火管理再講習</p> <p>2 各講習の実施場所及び実施日</p> <p>(1) 東京消防庁消防技術試験講習場 千代田区外神田四丁目14番4号</p> <p>ア 防火・防災管理新規講習の実施日 平成29年3月4日（土曜日）及び同月5日（日曜日）</p> <p>イ 防災管理新規講習の実施日 平成29年1月17日（火曜日）及び同年2月20日（月曜日）</p> <p>ウ 乙種防火管理講習の実施日</p> | <p>平成29年1月12日（木曜日）、同年2月25日（土曜日）及び同年3月27日（月曜日）</p> <p>エ 防火・防災管理再講習の実施日 平成29年1月16日（月曜日）、同年2月4日（土曜日）及び同年3月11日（土曜日）</p> <p>オ 甲種防火管理再講習の実施日 平成29年1月23日（月曜日）、同年2月7日（火曜日）及び同月27日（月曜日）</p> <p>(2) 東京消防庁立川都民防災教育センター 立川市泉町1156番地の1</p> <p>乙種防火管理講習を平成29年2月15日（水曜日）に実施する。</p> <p>(3) 東京消防庁本所都民防災教育センター 墨田区横川四丁目6番6号</p> <p>乙種防火管理講習を平成29年1月20日（金曜日）に実施する。</p> <p>3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間</p> <p>(1) 受付場所 都内（稲城市及び葛しよ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付期間 平成28年11月15日（火曜日）から各講習開始日の前日（その日が休日の場合は、その前の平日）午後3時まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）</p> <p>なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、</p> | <p>平成29年1月12日（木曜日）、同年2月25日（土曜日）及び同年3月27日（月曜日）</p> <p>エ 防火・防災管理再講習の実施日 平成29年1月16日（月曜日）、同年2月4日（土曜日）及び同年3月11日（土曜日）</p> <p>オ 甲種防火管理再講習の実施日 平成29年1月23日（月曜日）、同年2月7日（火曜日）及び同月27日（月曜日）</p> <p>(2) 東京消防庁立川都民防災教育センター 立川市泉町1156番地の1</p> <p>乙種防火管理講習を平成29年2月15日（水曜日）に実施する。</p> <p>(3) 東京消防庁本所都民防災教育センター 墨田区横川四丁目6番6号</p> <p>乙種防火管理講習を平成29年1月20日（金曜日）に実施する。</p> <p>3 受講申請の受付場所、受付時間及び受付期間</p> <p>(1) 受付場所 都内（稲城市及び葛しよ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付期間 平成28年11月15日（火曜日）から各講習開始日の前日（その日が休日の場合は、その前の平日）午後3時まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）</p> <p>なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、</p> | <p>締め切るものとする。</p> <p>4 問合せ先</p> <p>(1) 都内（稲城市及び葛しよ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）</p> |
|---|--|--|--|

発行所 東京部公報 本号 五〇円
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001
 電話 〇三(五三三三)一三三三(代) 印刷所 勝美印刷株式会社
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

